

## 労働者派遣法に基づくマージン率等の情報公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

下記情報は令和6年6月末時点のデータです

①	派遣労働者数	10 人
②	派遣先の数	4 社
③	労働者派遣の料金 (1日(8時間)当たりの平均)	40,798 円
④	派遣労働者の賃金 (1日(8時間)当たりの平均)	28,550 円
⑤	マージン率	30.0 %
⑥	労使協定の締結有無	有 対象となる派遣労働者：すべての派遣労働者 労使協定の有効期間：2024年3月1日～2025年2月28日
⑦	派遣労働者のキャリア 形成支援制度	ビジネスマナー教育、個人情報保護教育、安全衛生教育、派遣法の解説、 eラーニング
⑧	福利厚生	各種社会保険の加入、年次有給休暇・法的休暇の付与、定期健康診断
⑨	その他	当社の派遣労働事業に従事するスタッフは正社員（無期雇用）となります。